

静岡県工業技術研究所における研究職員等の行動規範

静岡県工業技術研究所は、静岡県の工業技術の改良発達及び振興を図るための業務遂行にあたり、ここに研究職員等の行動の規範を定めます。

(倫理)

- 一 研究職員は、研究者、技術者であるとともに、常に、「公務員」であるという自覚を持って職務にあたります。

(安全安心)

- 一 研究職員は、常に職場や利用者の皆様の安全安心を心がけます。

(研究)

- 一 研究職員は、産業界や県民に役立つ研究や技術開発を進めます。この内容は、公平性、倫理性を担保するとともに、産業界や県民に広く説明、利用できるよう努めます。

(支援)

- 一 研究職員は、産業界や県民の身近な窓口として、積極的に依頼試験・機器使用や技術相談に応じます。このとき、相手の言葉に真摯に耳を傾け、誠実な態度で接します。

(人材育成)

- 一 研究職員は、産業界に役立つ技術人材を育成します。

(情報提供)

- 一 研究職員は、産業界や県民に役立つ科学技術などの情報について、継続的な収集と発信に努めます。

(連携)

- 一 研究職員は、業務がより円滑、効率的に進められるよう、他者との連携を心がけます。

(地域貢献)

- 一 研究職員は、周辺地域住民の皆様に、科学技術と産業振興についてご理解いただく活動を進めます。

(自己研鑽)

- 一 研究職員は、広い視野で、職務遂行のための自己研鑽に努めます。

(不正防止)

- 一 研究資金に関わる全ての職員は、関係法令及び関係規則等を常に遵守し、不正の防止を意識し、適切かつ効率的な研究費の執行、運営及び管理に努めます。